

## 宗像市文化財保護審議会委員(案)

任期：平成24年12月1日～平成26年11月30日

規則第2条 第3項	氏名	新任再任 区分	部門	職名・職歴
知識経験者	西谷正	再任	有形文化財 記念物	九州歴史資料館・海の道 むなかた館 館長
	桑田和明	再任	有形文化財	元宗像市立城山中学校 教諭
	山野善郎	再任	有形文化財	建築史塾Archist 代表
	森弘子	再任	有形文化財 無形文化財	大宰府発見塾塾長
	河窪奈津子	再任	有形文化財	宗像大社神宝館文化財管 理事務局 学芸員
	石山勲	新任	有形文化財 記念物	日本考古学協会会員
	井上晋	新任	有形文化財 記念物	福岡県文化財保護審議会 委員

井上晋（有形文化財・記念物）は天然記念物部門を強化

## 旧任

規則第2条 第3項	氏名	部門	職名・職歴
知識経験者	宮元香織	有形文化財 記念物	北九州市立自然・歴史博 物館学芸員

## ○宗像市文化財保護審議会規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第34号

改正 平成16年12月28日教委規則第11号

平成23年1月12日教委規則第1号

平成24年1月12日教委規則第1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時専門委員を置くことができる。

3 委員及び臨時専門委員は、知識経験を有する者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時専門委員は、当該事項の調査審議が終わったときは、解職されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部郷土文化学習交流課において処理する。

(平16教委規則11・平23教委規則1・平24教委規則1・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日教委規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月12日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月12日教委規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。